

平成 30 年度第 2 回日野市入札及び契約等監視委員会議事概要

開催日時場所	平成 30 年 10 月 29 日（月） 午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分 日野市役所 5 階 502 会議室
出席委員	委員長 藤村 和正（明星大学理工学部教授） 委 員 島 弘毅（弁護士 島法律事務所） 委 員 芦田 健太（税理士 芦田健太税理士事務所）
議事次第 1. 開会 2. 審議事項 （1）一般廃棄物収集運搬業務委託について （2）抽出案件について（平成 30 年 5 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日までの総務課契約締結分） 3. その他 4. 閉会	
質問・意見	回答
2（1）一般廃棄物収集運搬業務委託について ・審議の要点は何か。 ・公表している内容はどのようなものか。 ・競争により契約を締結している自治体もあるようだが、他市への調査は行っているのか。 ・可燃ごみと不燃ごみの収集方法は変わら	・ 1 者との特命随意契約は競争によらずに契約を締結することから、その手続きには公平性、透明性の確保が求められる契約方法です。よって、今回は随意契約を中心に指名の理由、経緯、契約手続き全般についてご審議いただきたく、まず、平成 30 年 6 月の市議会定例会で審議された案件についてご意見をいただくものです。 ・ 見積合せ結果として、市の設計金額、見積額と契約の相手方を公表しており、その他、仕様内容は主管課に申し出れば確認することができます。 ・ 26 市中 7 市程度が、毎日の確実な履行が前提のなか、履行できる会社が少ないながらも工夫しながら競争の形で契約をしています。 ・ 可燃ごみは週 2 回収集しており、1 回に

ないのではないのか。 ・ 1 者のみと契約しているが、万が一、災害等により対応できない事態が発生した時の対応は。 ・ 他の事業者で、可燃ごみの収集業務を請け負いたいと申し出てくる者はいないのか。 ・ ごみの量が減れば、パッカー車 20 台は必要ではなくなるのでは。 <意見> ・ 1 者のみしか履行できない状況というのは、何かあった場合を考えると怖い。市の施策として、災害リスクを考えてバックアップ体制は必要だと思う。 ・ 現在の随意契約の理由は妥当と考える。現状で対応できる業者があるかという点でみても不合理とはいえない。 ・ 今後、多摩地域の人口動向や可燃ごみの収集について競争が可能かどうか、日野の特殊性を重視しつつ調査は行うべきであり、可能性を探った方が市民の理解は得られると考える。 2（2）抽出案件について ・ 抽出案件の概要説明を事務局に求める。	パッカー車 20 台で行っています。一方、不燃ごみは週 1 回の収集を 2 者で地域を分けて行っており、パッカー車も 2 者で 10 台という状況です。可燃ごみを週 2 回、市内全域について収集できる体制となると現契約の事業者以外では難しい状況です。 ・ 別途協定を締結しており、日野市内の一般廃棄物収集運搬業務を行う全ての事業者で対応することになっています。 ・ 以前、市外の事業者が話を聞きにきましたが、狭い道幅が多いため 2 t 車のパッカー車 20 台の確保や、戸別収集によるノウハウの必要性を考えると厳しいと思われるようです。 ・ ごみ減量には努めていますが、一方で人口増もあるため見通しは難しい状況です。 ・ 今回の審査対象期間は、平成 30 年 5 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日までとなっています。
---	---

○工事について ・「日野市役所本庁舎空気調和設備改修工事（第一期工事）」について、第１順位として参加できる市内業者の入札参加資格要件である経審点数を下げた理由は何か。 ・共同企業体請負実施要領では例外規定を設けていない中で、今回緩和した根拠としては十分ではないのではないか。基準表の見直しや例外規定の設定等、明文化しておくことが必要と思われる。 ・「矢頭橋補修工事」について、具体的にはどういう場所の工事なのか。	この間に総務課で契約締結した案件の総数は 408 件です。 ・全体に占める特命随意契約案件の割合は約 32.1%と、比率は前年度とほぼ変わっていません。 ・落札率 95%以上の案件の比率は前年度比 5 %程度の増の約 73%、50%以上 95 未満の案件の比率は逆に前年度比 6 %の減の 26.7%と、落札率が 100%に近づく案件が全年度に比べて増加傾向にある状況です。 ・本件は、本庁舎 4・5・6 階執務スペース等の空調機器を更新する工事です。空調工事で設計金額が 1 億 5 千万円を超える案件であることから、共同企業体による入札参加資格要件を設定しました。さらに、第１順位となる事業者については、特定建設業者であることを必須の条件としています。市内事業者の受注機会を確保する観点から、特定建設業の許可をもつ市内事業者の全てが第１順位として入札に参加できるよう、本件に限り要件を緩和したものです。 ・経審点数の基準表については、過去の指名業者選定委員会にて決定した事項であることから、本件の緩和措置についても改めて指名業者選定委員会にて審議し承認を得たものではありませんが、ご指摘を受け、基準表や例外規定を含め、明文化を図ってまいります。 ・本件は、ＪＲ中央線等の跨線橋である矢頭橋の部分補修工事です。ＪＲ中央線の線路 2 本に加え、（公財）鉄道総合技術
---	---

・ＪＲ側の許可の得た複数の事業者間による競争にはできなかったのか。ＪＲに対してその点について協議をすべきではないか。 ○設計について ・「旧農林省蚕糸試験場日野桑園第一蚕室保存修復設計業務委託」について、国登録有形文化財に指定されたということだが、国からの助成金等はあるのか。 ・契約の相手方は日野市商工会ということだが、業務不履行となった場合はどうなるのか。 ○修繕について ・「火葬場屋根修繕」について、今回の修繕をもって修理は完了となるのか。	研究所の実験所内の線路２本、合わせて４本の線路上を跨ぐ橋の工事です。 ・過去にはＪＲの跨線橋工事の実績を有することを条件に競争入札を実施したことはありましたが、本件は（公財）鉄道総合技術研究所とＪＲの２者に対し、施工経験・知識の必要性、鉄道運行への影響及び安全面について協議を行った結果、随意契約となったものです。 ・本件は、仲田の森蚕糸公園内にある通称「桑ハウス」と呼ばれる施設の保存修復に係る設計業務です。国等からの補助金ですが、詳細な資料は手元にありませんが、文化庁から交付されると聞いております。本設計にかかる費用の全額を契約金額として業務を行い、補助金は後日、規程の割合の額が市の歳入として交付されます。 ・実際に設計業務を担当するのは、商工会の会員である設計の技術者です。その実務担当者が業務を行えなくなった場合には、他の技術者に業務を実施していただきます。もし、契約の相手方である商工会として業務不履行となった際には、契約約款に基づいて対応いたします。 ・本件は、台風によって破損した火葬場屋根を修繕したものです。屋根の腐食が進行し、いつ屋根の落下につながるかわからない危険な状態のため、緊急修繕を行ったのですが、本修繕を行ったことにより、屋根の修理は完了しました。
---	--

○委託について ・「日野市在住トップアスリートによる水泳教室業務委託」について、企画は日野市と受託者どちら側からあったのか。	・本件は、市内在住トップアスリートを招き、市内の子ども達へ水泳指導を行い、2020 年のオリンピックへ向けて市民へ周知を行うものです。企画は市内在住のトップアスリートの活動状況を把握している日野市体育協会の構成団体である水泳連盟から提案があり、市が実施を決めたと聞いております。
--	--